

議案第 55 号

令和 4 年度守口市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 4 年度守口市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 4 年度守口市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の主要な建設改良事業を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
ポンプ場整備事業	2 1 7, 4 4 3 千円	△ 5, 8 0 0 千円	2 1 1, 6 4 3 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 3 3 3, 5 3 3 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 9, 8 8 1 千円、過年度分損益勘定留保資金 8 7 3, 6 5 2 千円、減債積立金 4 0 0, 0 0 0 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 3 2 7, 7 3 3 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 9, 3 5 4 千円、過年度分損益勘定留保資金 8 6 8, 3 7 9 千円、減債積立金 4 0 0, 0 0 0 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	3, 2 2 3, 9 8 5 千円	△ 5, 8 0 0 千円	3, 2 1 8, 1 8 5 千円
第 1 項 建設改良費	1, 9 7 9, 4 2 1 千円	△ 5, 8 0 0 千円	1, 9 7 3, 6 2 1 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第6条の表の事項に「寺方ポンプ場更新事業に係るアドバイザー事業」を、期間に「令和5年度まで」、限度額に「9, 133千円」を加える。

令和4年9月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹